

これはできる? できない?

連名で作った遺言書	×	2人以上が共同で1つの遺言書を作ることはできません。
パソコンで作った自筆証書遺言	×	自分で書かずに作った自筆証書遺言は認められません。
遺言書の撤回	○	遺言書はいつでも撤回できます。撤回後、新たな遺言を作ることもできます。

もっと知りたいときは、どこに相談したらいいのかな。



一般的なことなら、長寿すこやかセンターが相談に応じているよ。また、専門的な助言を希望する場合には、弁護士、司法書士等の専門家に相談してみてもいいかな。

ご相談・お問合せ

法テラス京都(日本司法支援センター京都地方事務所)

電話 050-3383-5433

受付時間 平日 午前9時～午後5時(年末年始、祝日除く)

京都弁護士会 遺言・相続センター | 京都司法書士会総合相談センター

申込専用電話 075-255-4990

申込専用電話 075-255-2566

受付時間 月曜～金曜

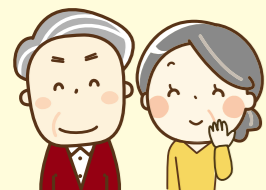
受付時間 月曜～金曜

午後1時～午後3時30分(年末年始、祝日除く)

午前9時～午後5時

申込受付後30分以内に弁護士が相談希望者へ折り返しお電話します。

土曜 午前9時～正午(祝日及び8月の土曜は除く)



今回も、とても勉強になったわ。ありがとうナビロウくん。

【「あなたらしく生きていくための備え」全般についてのお問合せ】

京都市長寿すこやかセンター (運営: 社会福祉法人京都市社会福祉協議会)

受付時間 月～土 午前9時～午後9時 日・祝 午前9時～午後4時30分

※毎月第3火曜日(祝日の場合は翌日)及び年末年始(12/29～1/4)は休み

TEL 075-354-8741

FAX 075-354-8742

E-mail sukoyaka.info@hitomachi-kyoto.jp

URL <http://sukoyaka.hitomachi-kyoto.jp/>
関係機関の相談窓口の案内もこちらから

〒600-8127

京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83-1

「ひと・まち交流館 京都」4階

京都市バス 4・17・205系統 「河原町正面」下車すぐ
京都市営地下鉄 烏丸線 「五条」下車徒歩約10分
京阪電車 「清水五条」下車徒歩約8分

発行 平成30年8月
発行者 京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
京都市長寿すこやかセンター
京都市印刷物 第304489号

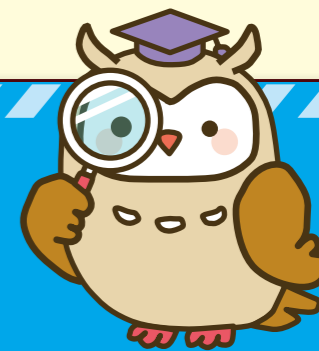


「あなたらしく生きていくための備え」は、総論編と順次発行する各論編(住まい、権利擁護、遺言・相続、葬儀・お墓、介護、ひとりでも生きがいをもって暮らすために、医療)で構成されます。

シリーズ

あなたらしく生きていくための備え

遺言・相続編



テレビのニュースで聞いたけど、遺産額の多い・少ないに関わらず、相続人同士がトラブルになって、家庭裁判所に持ち込まれているケースが増えているんですって。

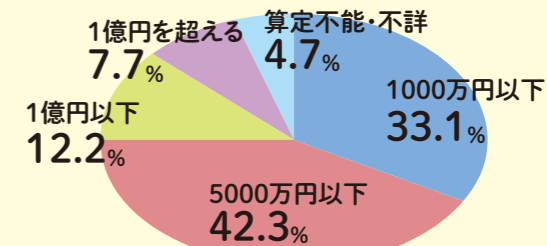


どの家庭でも起こる可能性があるんだね。



お話し中、失礼します! このリーフレットのナビゲーターナビロウです。ワタシから、相続について、簡単に説明するね。
相続とは、亡くなった人の財産を、法律に基づいて遺族が引き継ぐことだよ。そして、**財産の分け方を決めることを遺産分割と呼ぶんだよ。**遺産分割では、まず遺言の有無を確認することが大切。遺言があれば、基本的にはそれに従い、遺言がない場合には、相続人全員で遺産分割について話し合うんだよ。もし、相続人全員で話し合っても解決しない場合には、家庭裁判所で調停や審判による分割を行う必要があるんだよ。

遺産分割事件のうち認容・調停成立件数の遺産額別割合



出典: 最高裁判所司法統計 年報(平成28年度)

「遺産分割の方法」

遺言による指定分割	遺言の指定どおりに分割する。
協議による分割	遺言がない場合や、遺言があっても相続人全員の合意がある場合は、相続人全員で協議し、分割方法を決める。
調停による分割	相続人全員での協議がまとまらない場合は、家庭裁判所において、調停委員や裁判官の立ち合いのもとで相続人が協議し、分割方法を決める。
審判による分割	調停によっても協議がまとまらない場合は、自動的に審判手続きに移行し、裁判官が分割方法を決める。

佐藤さん一家



夫 太郎さん(72歳)

妻 花子さん(70歳)

猫 ミー(8歳)



長男 一男さん(43歳・会社員)

陽子さん(妻)と晴くん・空ちゃん・輝ちゃん
府外で暮らす



長女 仁美さん(33歳・教員)

市内で一人暮らし



亡くなった人の財産を相続できる人は、法律で決まっているんだ。これを**法定相続人**といって、法律によって、相続できる親族の範囲と順位、割合が決まっているんだよ。

《法定相続人と相続の順位》

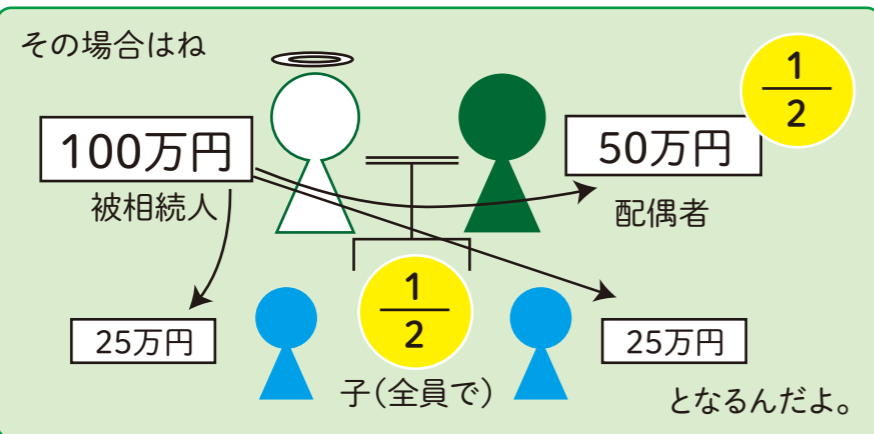
亡くなった人との関係	相続の順位
配偶者	常に相続人になる
子(直系卑属)	第1順位
親(直系尊属)	第2順位
兄弟姉妹	第3順位

※相続の開始以前に、子(直系卑属)や兄弟姉妹が死亡していた場合等には、本来相続人になるべきの子(直系卑属)が代わりに相続することがあります(代襲相続)。

《法定相続分の例～配偶者がいる場合～》

相続人	相続する割合
配偶者のみ	配偶者がすべて
配偶者と子	配偶者1/2・子(全員で)1/2
配偶者と親	配偶者2/3・親(全員で)1/3
配偶者と兄弟姉妹	配偶者3/4・兄弟姉妹(全員で)1/4

たとえば、私たち2人のうち1人が亡くなって、残された財産が100万円の預金だけだった場合、法定相続分はどうなるのかしら。



亡くなった人に借金がある場合、相続人がその借金も引き継ぐと聞いたことがあるな。

借金を相続するなんて困るわ。私は、預金や不動産等の財産より借金の方が多いのであれば、相続したくないわ。



相続したくない、つまり相続権を放棄する場合には、相続の開始があったこと(被相続人の死亡)を知った時から3箇月以内に、家庭裁判所で手続きする必要があるよ。**この手続きをしないと、相続を認めたことになるので注意**してね。また、相続する場合には、相続税の申告を10箇月以内に忘れずに行わないといけないんだよ。



自分が亡くなったときに、自分の財産を法定相続人以外の人や団体に渡したり、法定相続割合以外で分割させることはできないのかな。

相続等、亡くなった後のことで具体的な希望がある場合には、**遺言**の作成をお勧めするよ。ちなみに、遺言として法的な効力が認められるのは、相続分や遺産分割方法の指定、遺言執行者の指定、祖先の祭祀主宰者の指定、保険金受取人の変更等だよ。



遺言を作成すれば、希望する遺産分割がされるのかしら。私は、一男には預金を、仁美にはこの家とミーちゃんを引き継いでほしいの。

法律に従って作成した遺言であれば大丈夫。でも、相続人全員が協議による分割を望んだ場合(※1)や遺留分を侵害された法定相続人が請求を行った場合(※2)には、遺言どおりとはいかないこともあるので、注意してね。



※1 遺言があったとしても、相続人全員が協議による分割に合意した場合には、相続人全員で協議し、遺産分割方法を決めることができます。
 ※2 子(直系卑属)や親(直系尊属)には、遺産相続に関して、法律によって一定割合の遺産を取得することが保障されており、これを遺留分といいます。遺言によって遺留分を侵害された相続人は、相続が発生したことを知ったときから1年以内に遺留分減殺請求権を行使することにより、遺留分を得ることができます。なお、兄弟姉妹には遺留分がないため、遺留分減殺請求権を行使することはできません。



遺言にはいろいろな決まりがあるんだね。

法律が定める遺言方法は複数あるけど、ここでは代表的な**自分で遺言を作成する「自筆証書遺言」**と**公証人が作成する「公正証書遺言」**を簡単に説明するね。



《代表的な遺言方法》

	自筆証書遺言	公正証書遺言
作成者	遺言者本人	遺言者本人が口述したものを公証人が筆記
証人の立会い	不要	2人必要
費用	不要	必要(作成手数料等)
家庭裁判所の検認(相続手続きの開始に当たり)	必要	不要
特記事項	①遺言の内容や存在を秘密にできる。 ②紛失や偽造、不発見等の恐れがある。	①証人に遺言内容が知られる。 ②公証役場で原本を保管するため紛失の恐れがない。 ③遺言者の死後、遺言の存否を公証役場で検索できる。